

三朝町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱

〔平成9年6月2日〕
告示第42号

改正 平成14年12月10日告示第65号
平成24年2月10日告示第15号

(目的)

第1条 この告示は、三朝町が発注する建設工事等（以下「町工事等」という。）の適正な履行を確保するため、不正又は不当な行為（以下「不正行為等」という。）を行った有資格業者に対する指名停止（以下「指名停止」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 測量等業務 測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務をいう。
- (3) 建設工事等 建設工事及び測量等業務をいう。
- (4) 有資格業者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11の規定に基づく建設工事等の指名競争入札参加資格を有する者をいう。
- (5) 指名停止 有資格業者が一定の要件に該当するため、町工事等を受注させるのにふさわしくない場合に、一定の期間を定めて、町工事等の指名の対象外とする措置をいう。

(指名停止)

第3条 町長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に当該するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の1に当該することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期満了の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2倍まで延長することができる。
- 5 町長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の特例)

第5条 特殊な技術を要する建設工事等又は災害復旧等急を要する建設工事等については、指名停止の期間中であっても、当該建設工事等に限り、指名停止をした有資格業者を契約の相手方とすることができるものとする。

(元請負人及び下請負人に関する指名停止)

第6条 町長は、第3条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(共同企業体に関する指名停止)

第7条 町長は、第3条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 町長は、第3条第1項又は第6条又は前1項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(不正行為等の報告)

第8条 課長等は、所管する町工事等又は所管事務に関する町以外の公共機関の発注する建設工事等（以下「所管工事」という。）に関し、不正行為等が発生したときは、速やかに不正行為等報告書（様式第1号）により、町長に報告しなければならない。

- 2 課長等は、所管工事以外の建設工事等に関し、不正行為等が発生したことを知ったときは、速やかに不正行為等報告書により町長に報告しなければならない。

(事情聴取)

第9条 主管課長等は、指名停止に関し必要があると認めたときは、不正行為等を行った有資格業者及びその関係者から、あらかじめ事情聴取をすることができる。

(指名停止の決定)

第10条 町長は、指名停止をしようとするときは、三朝町建設工事等発注要領（昭和57年訓令第1号）第3条第1項に規定する業者指名審査会の意見を徴し、決定するものとする。指名停止の変更をしようとするときも、同様とする。

- 2 別表第2の第9号に規定する措置を行おうとするときは、前項の手續によるほか、事前に鳥取県警察本部長の意見を徴しなければならない。
- 3 前2項の事務の処理は、所管工事に関する事項については主管課長等が、所管工事以外の

事項については契約事務を主管する課長が、それぞれ行うものとする。

(指名停止の通知)

第 11 条 町長は、前条の規定による指名停止の決定をしたときは、指名停止通知書（様式第 2 号）により、当該有資格業者に対し通知するものとする。

2 町長は、第 5 条に規定による指名停止の特例措置を行ったときは、指名停止特例通知書（様式第 3 号）により、当該有資格業者に対し通知するものとする。

(随意契約の禁止)

第 12 条 町工事等の発注者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請負の禁止)

第 13 条 町工事等の発注者は、指名停止の期間中の有資格業者が、町工事等の下請負人となることを認めてはならない。不正行為等を行った建設業者で有資格業者でないことにより指名停止の対象としなかった下請負人についても、同様とする。

(指名停止の期間の繰越適用)

第 14 条 指名停止の期間が、当該年度の指名競争入札参加資格の有効期間を超えるときは、当該超える期間を翌年度以降に引き続き適用するものとする。

(指名停止の不遡及)

第 15 条 指名停止を行う際、現に当該指名停止に係る有資格業者と締結している契約については、この要綱の規定は適用されないものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 16 条 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この告示は、平成 9 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 14 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成 24 年 2 月 10 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

2 施行日以前に不正行為等を行なった者に対しては、なお、従前の例による。

別表第1 町内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 町工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、町工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 町工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 町内における建設工事等で、前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、町工事等の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 町工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 町工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上3か月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次の各号に掲げる者が本町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、(1)に掲げる以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で、(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>2 次の各号に掲げる者が町内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>3 次の各号に掲げる者が町の区域外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 町内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>5 町工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>6 町の区域外の他の公共機関の建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(談合)</p> <p>7 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>24月以上36月以内</p> <p>18月以上36月以内</p> <p>12月以上36月以内</p> <p>12月以上36月以内</p> <p>9月以上36月以内</p> <p>6月以上36月以内</p> <p>6月以上12月以内</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>12月以上36月以内</p> <p>18月以上36月以内</p> <p>6月以上36月以内</p> <p>6月以上36月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>8 町工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (暴力的不法行為等)</p>	12 月以上 36 月以内
<p>9 有資格者等（その業務に関する行為を行う場合における、当該有資格者の代表役員等、一般役員等その他経営に事実上参加している者（以下「経営幹部」という。）を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であることを知りながら、当該暴力団員について次に掲げる行為を行なったとき。</p> <p>(1) 暴力団員を経営幹部とすること。 (2) 暴力団員を雇用すること。 (3) 暴力団員を代理人、受託者等として使用すること。 (4) 暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に建設工事を下請けさせること。 (5) 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。 (6) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。 (7) 建設工事等において、暴力団員から不当介入を受けながら県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。 (不正又は不誠実な行為)</p>	<p>12 月以上 36 月以内 6 月以上 36 月以内 4 月以上 36 月以内 4 月以上 36 月以内 6 月以上 36 月以内 2 月以上 36 月以内 1 月以上 6 月以内</p>
<p>10 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	1 月以上 12 月以内
<p>11 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	1 月以上 9 月以内
<p>12 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、不正行為等として特に重大と認められるとき。</p>	その都度決定